

甲斐市地域公共交通計画素案作成業務
における優先交渉権者選考審査基準

令和5年9月
甲斐市地域公共交通会議

1. 優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

1.1 優先交渉権者の選考方法

- (1) 優先交渉権者については、企画提案並びにヒアリングにより評価する技術点と、提案価格から評価する価格点を指標として、「2.技術点・価格点の採点方法について」に定める採点方法により算出された技術点、価格点の合計点が最も高い者に決定する。
ただし、次の条件を満たすことを前提とする。
- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
 - ・仕様書で示す各業務を十分理解されていること。
- (2) 最高得点者が2者以上あった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。
それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

1.2 技術点・価格点の配分

点数については、合計100点満点とし、得点配分については次のとおりとする。

合計点	100点	技術点	90点
		価格点	10点

2. 技術点・価格点の採点方法について

2.1 技術点の採点方法

- (1) 企画提案書の評価
企画提案書の評価にあたり、評価者は評価項目ごと「甲斐市地域公共交通計画案作成業務評価基準表」に基づき評価点を算出し、その合計点を評価者の評価点とする。(一人90点満点)
各評価者の評価点の平均値を提案者の技術点とする。
なお、評価者は、必要に応じて評価の根拠等をコメント欄に記述する。

$$\text{技術点} = \text{各評価者の評価点の合計} / \text{評価者数} \quad \text{※小数点以下第2位四捨五入}$$

2.2 価格点の採点方法

全企画提案者中、最低見積額を満点とし、その割合を案分して評価する。
価格点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{価格点} = 10 \text{点(満点)} \times (\text{最低見積額} / \text{提案見積額}) \quad \text{※小数点以下切捨}$$